在宅患者訪問看護・指導料の注 17 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注 6 により準用する場合を含む)及び精神科訪問看護・指導料の注 17 に規定する訪問看護医療 D X 情報活用加算の施設基準に係る届出書添付書類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

施設基準		
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令 第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を実施し ている	
2	健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制が 整備されている	
3	医療 D X 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	

[記載上の注意]

- 1 「1」は療養の給付及び公費負担医療に関する費用をオンライン請求している場合に該当するものであること。
- 2 「2」は居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムによるオンライン資格確認を行う体制を有している場合に該当するものであること。
- 3 「3」のウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までは、保険 医療機関の見やすい場所に掲示されていれば、適合しているものとみなす。
- 4 「3」のウェブサイトへの掲載について、自ら管理するホームページ等を 有しない場合については、この限りではない。